

# 令和4年度第1回ふぐ処理師免許に係る講習 実施案内

このことについて、次のとおり実施いたしますので、内容を十分に御確認の上、受講手続を行ってください。

## 1 講習の区分及び受講対象者について

徳島県ふぐの処理等に関する条例（以下「条例」という。）に規定される講習は、次の2つに分けられます。この度、2つの講習を同時に行いますが、受講対象者や受講手続はそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(1) 新規講習	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例第5条第2項第1号に規定する講習</li><li>・ 受講対象者：新たにふぐ処理師免許の取得を目的とする方</li></ul>
(2) 更新講習	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例第9条第2項に規定する講習</li><li>・ 受講対象者：既に徳島県でふぐ処理師免許を取得しており、その更新を目的とする方</li></ul> <p>* 平成30年に免許を取得した方は受講してください。</p>

## 2 講習日時

令和5年1月10日（火）午後1時30分から午後4時まで

## 3 講習会場

徳島県徳島市藍場町2丁目14番地 あわぎんホール 4階 大会議室

## 4 受講手続

受付期間	令和4年12月1日（木）から令和4年12月15日（木）まで （土、日を除く。）
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出書類	(1) 受講申込書 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規講習を受講する場合：別紙様式1</li><li>・ 更新講習を受講する場合：別紙様式2</li></ul> (2) 手数料3000円（徳島県収入証紙により納入すること。）

### <留意事項>

- ・ 徳島県収入証紙は、徳島県内の食品衛生協会（東部保健福祉局及び各総合県民局等の保健所庁舎にあります。）、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗及び県庁地下1階の売店等で購入することができます。

- ・徳島県収入証紙は、収入印紙ではありませんので、ご注意ください。
- ・徳島県収入証紙には、消印をしないでください。
- ・受付をした申込書等の提出書類及び手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受けなかった場合でも返還いたしません。
- ・受講申込書の提出は、受付期間中に早めに行ってください。
- ・提出していただいた書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります。

## 5 受講手続書類の提出場所

一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話 088-621-2219）  
 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県危機管理環境部消費者暮らし安全局安全衛生課内  
 （郵送の場合、令和4年12月15日（木）まで消印有効とします。）

## 6 講習時間等

	時 間	所 要 時 間
受 付 ふぐ処理師免許更新申請の受付	12:00 ~ 13:30	90分
条例及び条例施行規則に関する知識	13:30 ~ 14:00	30分
ふぐに関する一般知識	14:00 ~ 14:45	45分
休 憩	14:45 ~ 14:55	10分
食品衛生に関する一般知識	14:55 ~ 15:40	45分
修了証の交付	15:40 ~	

## 7 講習当日持参するもの

筆記用具、ふぐ処理師免許更新申請を行う方は必要書類及び手数料3000円（徳島県収入証紙により納入すること。）

## 8 受講にあたっての注意事項

(1) 遅刻等で受講できなかった場合も手数料は返還いたしません。事前に受付時間、講習会場の場所等を十分に御確認の上お越しく下さい。

### (2) 新規講習の方

ふぐの処理師免許の申請をするには、本講習を受講するほか、知事が定めるふぐ処理師試験に合格しなければなりません。

令和4年度の試験は、令和5年2月中に行う予定ですので、徳島県ホームページ等で試験の案内を御確認の上、受験申請してください（12月上旬掲載予定）。

ただし、別表1の都府県においてふぐ処理に関する試験に合格した方については、本講習を受講し、必要書類を提出することで免許が取得できます。

### (3) 更新講習の方

本講習当日、受講会場にてふぐ処理師免許更新申請の受付窓口を設けますので、講習受講の際には、必要書類及び手数料3000円（徳島県収入証紙により納入するこ

と。)をお持ちください。

なお、更新対象者が多数いらっしゃる場合は、受付にお時間がかかることがありますので、お早めにお越しください。

#### 別表 1

埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	富山県	石川県	静岡県	愛知県	滋賀県	京都府
奈良県	鳥取県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	熊本県	宮崎県
鹿児島県									

### 9 講習に関する問合せ先

一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話 088-621-2219）

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内